

4号特例の縮小 で何が**変**わる？



改正法セミナー

～建築基準法・建築物省エネ法の大改正を迎えて（全3回）～

第1回 2024. 9. 5 木 13:30～16:00

建築確認・検査対象の見直しに伴う特例の規模縮小
木材利用の促進に向けた建築基準法の改正－意匠規定－(1)
省エネ基準への適合義務化と対象建築物 **終了しました**

第2回 2024. 10. 3 木 13:30～16:00

木材利用の促進に向けた建築基準法の改正－意匠規定－(2)
省エネ対策の加速化に伴う省エネ基準の改正(大規模建築物)

第3回 2024. 11. 7 木 13:30～16:00

木造の構造規定に関する建築基準法の改正

次回お申し込み分

講師 株式会社 兵庫確認検査機構

確認検査部審査課 課長 **上畑 幸市**
確認検査部省エネ審査課 課長 **長井 竜子**
確認検査部構造審査課 係長 **景山 誠**

会場

弊社 **姫路本店** 2F 会議室
〒670-0952 **締め切りました**

参加無料

**LIVE 配信
セミナー**

定員 YouTube限定配信

定員なし(申込が必要)

視聴をご希望の方にはURLを
お送りしますので、専用の受付
フォームよりお申し込みください →
注) 今回は第2回のみ募集です



脱炭素社会の実現に向け、令和4年度から3年間で法改正が進行中ですが、最も大きな変更は令和7年4月に施行される”**木造の4号特例^{注)}の規模縮小**”ではないでしょうか。特例の規模が平屋建ての200㎡以下に縮小されるため、大部分の木造建物において全ての意匠・構造規定が審査対象になります。さらに、省エネ基準もこの規模を超える建物は全ての構造種別で審査対象となるため、これらの変更は**木造住宅に携わる設計者にとって特に影響が大きい**と言えます。

また、木造の構造規定の実況に応じた規準の見直し、中層建築物の耐火性能基準および物流倉庫等の庇に係る建築面積算定の合理化などが改正法に盛り込まれ、一部はすでに施行されています。

これら一連の内容は設計や申請に実務で関わる全ての方に知って頂きたいことですので、このたび法改正に関するセミナーを全3回で開催します。

注) 4号特例:一定規模以下の建物を対象に、建築士が基準法に適合させているものとして、一部の規定を確認申請で審査省略する制度です。

今回の改正により、2階建て
又は延べ面積200㎡超の
木造建物は特例の対象外
になります。



〈主催〉株式会社 兵庫確認検査機構 〈後援〉公益社団法人 兵庫県建築士会

お問合せ：弊社 姫路本店 TEL：079-289-3002 FAX：079-289-3006